

墨田区のお知らせ

2022年(令和4年) 1/21



ひと、つながる。墨田区

すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2面…特別区民税・都民税(住民税)
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割、個人事業者の申告等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



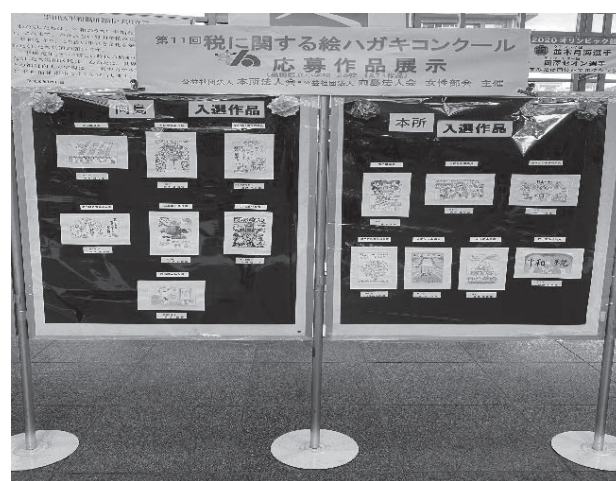
ご注意ください

以下の情報は1月5日時点のものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容が変更または中止となる場合があります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業者税が3月15日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(木)です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、今年の申告には、ぜひ、郵送やインターネットをご利用ください。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



税に関する絵ハガキコンクール

住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月28日**に発送します。ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、ぜひ、**郵送での申告にご協力ください**。なお、直接提出する場合は下記をご覧ください。

申告受け付けの事前予約制を導入しました

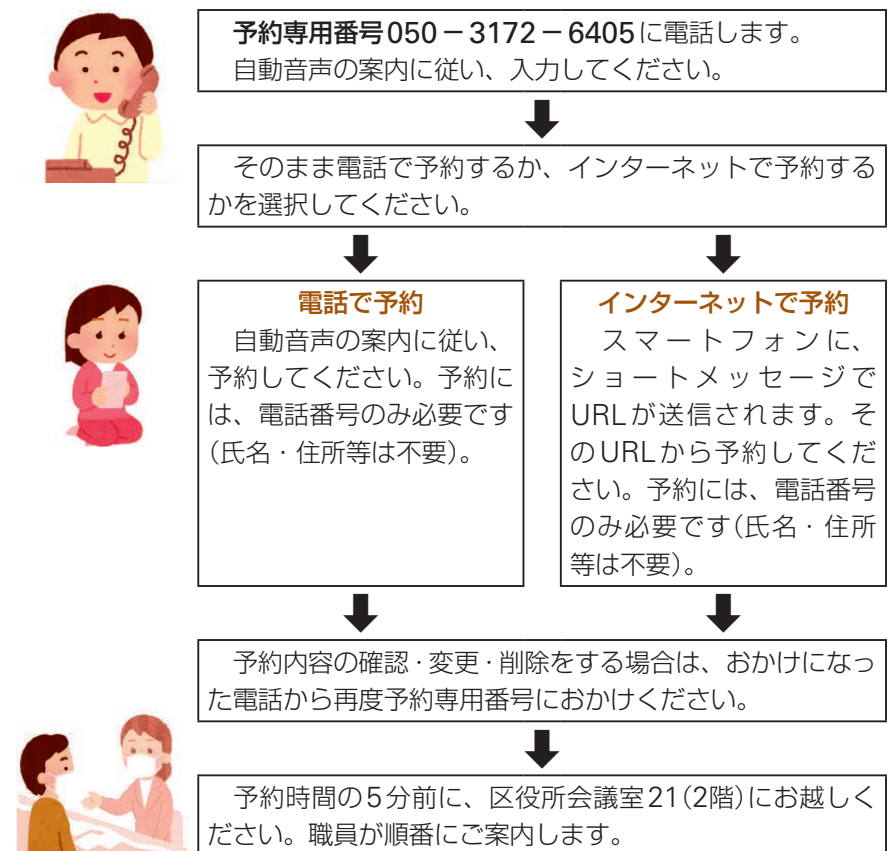
会場内での混雑を避け、申告会場での待ち時間の短縮および新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度の申告より、2面に記載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)での申告受け付けは事前予約制とします。

希望する方は、希望日の前日までに日時を予約したうえで、申告会場の区役所会議室21(2階)にお越しください。

◆申告受け付け期間／予約開始日

2月16日(水)～3月15日(火)／2月1日(火)

◆予約～当日の受け付けの方法



所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひ、**ご自宅からのe-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

◆申告書の作成～提出の方法

①申告書を作成します。

国税庁のホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続

確定申告で検索 または スマートフォン等で右のコードを読み取り接続

- ▶画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力
- ▶自宅からマイナンバーカードとスマートフォンでe-Tax

②申告書を提出します。

●e-Taxで送信して提出

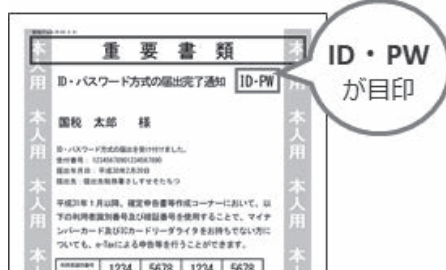
マイナンバーカード方式

ICカードリーダライタがなくても、パソコンの画面に表示されたQRコードをスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます。
●「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。



発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。

●ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

●印刷して郵送で提出する場合

【送付先】東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

住民税の申告についての詳細は2面へ

所得税等の申告についての詳細は3面へ